

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和6年1月17日（令和6年（行個）諮問第8号）

答申日：令和6年11月22日（令和6年度（行個）答申第127号）

事件名：特定期間における本人に係る特定学校法人を相手方とする人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下、そのうち不開示とされた保有個人情報記録されたものを「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下、そのうち本件文書に記録されたものを「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年12月13日付け総第735号により特定地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

部分開示であり、全部開示をすべきであり審査請求申立ます。（原文ママ）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった「開示を請求する保有個人情報」は、別紙記載のとおりである。

特定地方法務局長は、下記4の理由により、令和5年12月13日、法82条1項の規定に基づき、一部開示決定をし、同日付け総第735号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

2 「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の

有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編綴される書類は、関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書及び救済手続に関する書類等である。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容、局内における事件についての検討状況等が記録されている。

3 審査請求の趣旨について

審査請求人は、特定地方法務局長が行った本件一部開示決定を取り消し、全部開示とする決定を求めていると解される。

4 本件一部開示決定を行った理由について

- (1) 別紙に掲げる文書には、人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討内容に関する情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、今後の人権侵犯事件の処理において、職員が率直な意見を述べることをちゅうちょし、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項7号柱書きに該当するため不開示とした。
- (2) 別紙に掲げる文書には、人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、関係者があるのままだに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項7号柱書きに該当するため不開示とした。
- (3) 別紙に掲げる文書には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており、当該情報は、法78条1項2号本文に該当すること、及びこのような情報が開示されることになれば、関係者があるのままだに事実を述べることをちゅうちょするだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条1項7号柱書きにも該当するため不開示とした。
- (4) 別紙に掲げる文書には、法務省（法務局・地方法務局を含む。）のグループウェアに関するURL（公開されていないもの）が記載されているところ、その一部が開示されたとしても（原文ママ）、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざん等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項7号柱書きに該当するため不開示とした。

- (5) 別紙に掲げる文書には、職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いている非公表のメールアドレス、電話番号、FAX番号等が記載されているところ、このような情報が開示されることになれば、外部の者がこれらをみだりに利用するおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項7号柱書きに該当するため不開示とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 令和6年1月17日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月9日 | 審議 |
| ④ 同年10月25日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同年11月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、その一部を法78条1項2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしているものと解されることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報のうち不開示部分及び不開示理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによれば、別表1記載のとおりであるとのことである。

- (1) 別表1番号（以下、単に「番号」という。）2（「目録」欄の部分に限る。）、番号4、番号5、番号98ないし番号100、番号105、番号108、番号111及び番号130の不開示部分並びに番号103、番号107及び番号114の不開示部分のうち特定地方法務局と特定法務局との間の連絡調整等の内容部分を除く部分

ア 本件対象保有個人情報の見分結果によれば、標記不開示部分は、別表1の当該番号の「不開示部分」欄記載のとおりであり、それぞれ具体的かつ詳細な情報が記録されていると認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、上記第3の4（2）及び（3）のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

（ア）強制的な手段を持たない人権侵犯事件の調査は、その事務の性質

等に照らし、関係者の任意の協力を得ながら行われるものであり、もともと当事者間に何らかのトラブルや紛争が生じている場合も少なくないと認められることから、当該不開示部分に記載された情報が開示され、関係者に関する情報や事件の調査に協力した事実、その内容等が他の関係者等に明らかにされると、関係者が事実を述べたり証拠を提供することに消極的になるなどして、調査に協力することを拒否するようになるなど、人権侵犯事件の調査事務に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) また、当該部分に記載されている情報は、特定地方法務局内部における本件人権侵犯事件の取扱いや処理に係る検討及び決裁の過程で作成された文書又は決裁に必要なものとして添付された文書であり、担当職員の具体的な処理意見や評価又は心証等の内容といった、本件人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の内部的な協議・検討の内容に係るものである。

(ウ) 人権擁護機関の事実認定は、人権救済の申立人や被害者の申告内容のみならず、当該申立人や被害者以外の関係者に対する調査結果を踏まえたものであることから、当該不開示部分が開示されれば、調査の相手方その他の関係者の反発を招くおそれがあるばかりではなく、そもそも調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得つつ進めていく必要のある人権侵犯事件の調査手続自体に対する不信を招き、これに対する協力を得られなくなる事態を生じさせかねず、ひいては今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い上、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しないこと等に照らせば、人権侵犯事件の調査事務に適切に対応するためには、人権擁護担当部署内部において忌たんのない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要がある。

ウ 検討

そこで検討するに、強制的な手段を持たない人権侵犯事件の調査は、その事務の性質等に照らし、関係者の協力を得ながら行われるものであり、もともと当事者間に何らかのトラブルや紛争が生じている場合も少なくないと認められることから、本件不開示部分に記載された情報が開示され、関係者に関する情報や事件の調査に協力した事実、その内容等が他の関係者等に明らかにされると、関係者が事実を述べたり証拠を提供することに消極的になるなどして、調査に協力することを拒否するようになるなど、人権侵犯事件の調査事務に支障を及ぼすおそれがある旨の上記イ（ア）の諮問庁の説明は否

定できない。

また、人権擁護機関の事実認定は、人権救済の申立人や被害者の申告内容のみならず当該申立人や被害者以外の関係者に対する調査結果を踏まえたものであることから本件不開示部分が開示されれば調査の相手方その他の関係者の反発を招くおそれがあるばかりではなく、そもそも調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得つつ進めていく必要のある人権侵犯事件の調査手続自体に対する不信を招き、これに対する協力を得られなくなる事態を生じさせかねず、ひいては今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記イ（イ）の諮問庁の説明も否定できない。

したがって、当該不開示部分は、法７８条１項７号柱書きの不開示情報に該当すると認められることから、同項２号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (2) 番号２１，番号３６，番号３９，番号４１，番号４６，番号４８，番号８６，番号９５及び番号１４５の不開示部分のうちURLの部分

ア 標記不開示部分には、法務省のグループウェアに関するURLについての情報が記録されていると認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、上記第３の４（４）のとおり説明するところ、当該情報が一般に公開されていない情報であるという点について、これを覆すに足りる事情はない。

そうすると、当該部分が開示されることになれば、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざん等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

- (3) 番号２７の不開示部分のうち内線番号の部分及び番号１４２の不開示部分のうち内線、直通番号、FAX番号及びメールアドレスの部分

ア 標記不開示部分は、決裁文書を起案した特定地方法務局人権擁護課の職員の内線番号及びメール文書における法務省人権擁護局の職員の内線番号、直通電話番号、FAX番号及びメールアドレスであると認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、上記第３の４（５）のとおり説明するところ、当該情報が一般に公開されていない情報であるという点について、これを覆すに足りる事情はない。

そうすると、当該部分が開示されることになれば、外部の者がこれらをみだりに利用するおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記説明に不自然、不合理な点は認められず、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当し、不開示

としたことは妥当である。

(4) その余の不開示部分

ア 標記不開示部分には、審査請求人からの調査依頼を受けて特定地方法務局が実施した特定の人権侵犯事件（以下「本件人権侵犯事件」という。）に関する処理方針、特定地方法務局内部での検討内容、職員の意見、特定地方法務局と特定法務局及び法務省との内部での連絡調整等の内容が、具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、上記第3の4（1）のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

（ア）人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い上、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しないこと等に照らせば、人権侵犯事件の調査事務に適切に対応するためには、人権擁護担当部署内部において忌たんのない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要がある。

（イ）かかる必要性に鑑みれば、特定地方法務局内部及び法務省等とのやり取りにおける本件人権侵犯事件の取扱いや処理についての内部的な協議・検討を行った状況が、事案の処理に係る職員の率直な意見とともに記載されている当該部分が開示されることになると、職員が今後の人権侵犯事件に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮するあまり、十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由かつ達な意見交換が行われなくなり、ひいては国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 検討

（ア）当該部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分については、これを開示することにより、職員が今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮するあまり、十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由かつ達な意見交換が行われなくなるとする諮問庁の上記イ及び上記第3の4（1）の説明は、不自然、不合理とはいえない。

そうすると、当該部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、これを開示すると、人権侵犯事件の調査・処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法78条1項7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（イ）他方、別表2に掲げる部分は、特定地方法務局が審査請求人に宛てて発出した通知文書及び原処分において開示されている文書の記

載内容を踏まえると、審査請求人の既知又は推認可能な情報であると認められ、当該部分を開示することにより、上記イ及び上記第3の4（1）において諮問庁が説明するような、法務省人権擁護局の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同項2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同項7号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

（第1部会）

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美

別紙

特定年から特定年月日までの間を開始日とする，開示請求者に係る，特定学校法人を相手方とする人権侵犯事件記録一式

別表 1 本件対象保有個人情報のうち不開示部分及び不開示理由

番号	通し頁	文書名	不開示部分	不開示理由（第3の4の番号）
1	4	特別事件開始報告書	「【調査計画】」欄及び「【参考事項】」欄	(1)
2	6 及び 7	特別事件調査結果報告書	「【処理方針】」欄，「【経緯及び処理】」欄及び「【参考事項】」欄	(1)
			「目録」欄の一部	(2) 及び (3)
3	8	文書	本文の一部	(1)
4	2 3 ないし 2 7	聴取報告書	「聴取場所」欄，「被聴取者」欄の一部並びに説明及び聴取内容欄	(2) 及び (3)
5	2 8 及び 2 9	聴取報告書	「被聴取者」欄の一部，説明事項及び「【聴取内容】」欄	(2) 及び (3)
6	3 1	親書処理票	「処理区分」欄及び「処理方針」欄	(1)
7	3 6	文書	全部	(1)
8	3 7	資料	全部	(1)
9	3 8	文書	全部	(1)
1 0	3 9 及び 4 0	資料	全部	(1)
1 1	4 1	資料	全部	(1)
1 2	4 2	電話聴取書	「件名」欄及び要旨欄	(1)
1 3	4 3	文書	全部	(1)
1 4	4 4 及び 4 5	資料	全部	(1)
1 5	4 6 及び 4 7	資料	全部	(1)
1 6	4 8	文書	全部	(1)
1 7	4 9 及び 5 0	資料	全部	(1)

1 8	5 1	電話聴取書	「件名」欄及び要旨欄	(1)
1 9	5 2	文書	全部	(1)
2 0	5 3	電話聴取書	「件名」欄及び要旨欄	(1)
2 1	5 4	メール文書	件名及び本文の一部	(1)
			U R L	(4)
2 2	5 5	文書	全部	(1)
2 3	5 6	文書	全部	(1)
2 4	6 0	電話聴取書	「件名」欄及び要旨欄	(1)
2 5	6 1	資料	全部	(1)
2 6	6 2	資料	全部	(1)
2 7	6 3	文書	「件名」欄の一部及び本文欄	(1)
			内線番号	(5)
2 8	6 6	文書	全部	(1)
2 9	6 7	資料	全部	(1)
3 0	6 8	文書	全部	(1)
3 1	6 9	資料	全部	(1)
3 2	7 0 ない し 7 4	資料	全部	(1)
3 3	7 5	電話聴取書	「件名」欄及び要旨欄	(1)
3 4	7 6	電話聴取書	「件名」欄及び要旨欄	(1)
3 5	7 7 ない し 8 1	文書	全部	(1)
3 6	8 2	メール文書	件名及び本文の一部	(1)
			U R L	(4)
3 7	8 3 ない し 8 7	文書	全部	(1)
3 8	8 8	文書	決裁欄を除く全部	(1)
3 9	8 9	メール文書	件名及び本文の一部	(1)
			U R L	(4)
4 0	9 0 及び 9 1	文書	決裁欄を除く全部	(1)
4 1	9 2	メール文書	件名及び本文の一部	(1)
			U R L	(4)
4 2	9 3	電話聴取書	「件名」欄及び要旨欄	(1)
4 3	9 4 ない し 9 7	文書	全部	(1)

4 4	9 8 ない し 1 0 1	文書	決裁欄を除く全部	(1)
4 5	1 0 2 な いし 1 0 5	文書	全部	(1)
4 6	1 0 6	メール文書	件名及び本文の一部	(1)
			U R L	(4)
4 7	1 0 7 な いし 1 1 0	文書	決裁欄を除く全部	(1)
4 8	1 1 1	メール文書	件名及び本文の一部	(1)
			U R L	(4)
4 9	1 1 2	電話聴取書	「件名」欄及び要旨欄	(1)
5 0	1 1 3 及 び 1 1 4	文書	件名以下全部	(1)
5 1	1 1 5	資料	全部	(1)
5 2	1 1 6	資料	全部	(1)
5 3	1 1 7	資料	全部	(1)
5 4	1 1 8	資料	全部	(1)
5 5	1 1 9 な いし 1 2 1	文書	全部	(1)
5 6	1 2 2 及 び 1 2 3	資料	全部	(1)
5 7	1 2 4 な いし 1 2 7	資料	全部	(1)
5 8	1 2 8	資料	全部	(1)
5 9	1 2 9 な いし 1 3 5	資料	全部	(1)
6 0	1 3 6 な いし 1 3 9	資料	全部	(1)
6 1	1 4 0	資料	全部	(1)
6 2	1 4 1 な いし 1 4	資料	全部	(1)

	4			
6 3	1 4 5	資料	全部	(1)
6 4	1 4 6	資料	全部	(1)
6 5	1 4 7 な いし 1 4 9	資料	全部	(1)
6 6	1 5 0	資料	全部	(1)
6 7	1 5 1 及 び 1 5 2	資料	全部	(1)
6 8	1 5 3	資料	全部	(1)
6 9	1 5 4 な いし 1 6 3	資料	全部	(1)
7 0	1 6 4 な いし 1 7 3	資料	全部	(1)
7 1	1 7 4	資料	全部	(1)
7 2	1 7 5	資料	全部	(1)
7 3	1 7 6	資料	全部	(1)
7 4	1 7 7	資料	全部	(1)
7 5	1 7 8	資料	全部	(1)
7 6	1 7 9	資料	全部	(1)
7 7	1 8 0	資料	全部	(1)
7 8	1 8 1	資料	全部	(1)
7 9	1 8 2 な いし 1 8 4	資料	全部	(1)
8 0	1 8 5 な いし 1 8 8	資料	全部	(1)
8 1	1 8 9 な いし 1 9 3	文書	決裁欄を除く全部	(1)
8 2	1 9 4 及 び 1 9 5	資料	全部	(1)
8 3	1 9 6 及 び 1 9 7	資料	全部	(1)

84	198及 び199	資料	全部	(1)
85	200な いし20 3	文書	全部	(1)
86	204	メール文書	件名及び本文の一部	(1)
			URL	(4)
87	205及 び206	資料	全部	(1)
88	207な いし20 9	資料	全部	(1)
89	210及 び211	文書	決裁欄を除く全部	(1)
90	212及 び213	資料	全部	(1)
91	214及 び215	資料	全部	(1)
92	216及 び217	資料	全部	(1)
93	218な いし22 1	文書	全部	(1)
94	222な いし22 7	文書	決裁欄を除く全部	(1)
95	228	メール文書	件名及び本文の一部	(1)
			URL	(4)
96	229な いし23 3	文書	全部	(1)
97	234及 び235	資料	全部	(1)
98	236及 び237	電話聴取書	「受信者」欄，「件名」 欄及び要旨欄	(2) 及 び(3)
99	238及 び239	電話聴取書	「受信者」欄，「件名」 欄及び要旨欄	(2) 及 び(3)

1 0 0	2 4 0 な いし 2 4 4	聴取報告書	「聴取場所」欄，「被聴 取者」欄の一部並びに説 明及び聴取内容欄	(2) 及 び(3)
1 0 1	2 4 5 及 び 2 4 6	資料	全部	(1)
1 0 2	2 4 7	電話聴取書	「件名」欄及び要旨欄	(1)
1 0 3	2 4 8	電話聴取書	「受信者」欄，「件名」 欄及び要旨欄	(1) ， (2) 及 び(3)
1 0 4	2 4 9	電話聴取書	「件名」欄及び要旨欄	(1)
1 0 5	2 5 0	電話聴取書	「受信者」欄，「件名」 欄及び要旨欄	(2) 及 び(3)
1 0 6	2 5 1	電話聴取書	「件名」欄及び要旨欄の 一部	(1)
1 0 7	2 5 2	電話聴取書	「発信者」欄，「件名」 欄及び要旨欄	(1) ， (2) 及 び(3)
1 0 8	2 5 3	電話聴取書	「受信者」欄，「件名」 欄及び要旨欄	(2) 及 び(3)
1 0 9	2 5 4 及 び 2 5 5	資料	全部	(1)
1 1 0	2 5 6 な いし 2 6 0	資料	全部	(1)
1 1 1	2 6 1	電話聴取書	「受信者」欄，「件名」欄 及び要旨欄	(2) 及 び(3)
1 1 2	2 6 2	電話聴取書	文書名欄の一部，「件 名」欄，要旨欄及び欄外 記載	(1)
1 1 3	2 6 3	電話聴取書	「件名」欄及び要旨欄	(1)
1 1 4	2 6 4 及 び 2 6 5	聴取報告書	「被聴取者」欄の一部， 説明欄，聴取内容欄及び 欄外記載	(1) ， (2) 及 び(3)
1 1 5	2 6 6	電話聴取書	「件名」欄及び要旨欄	(1)
1 1 6	2 6 7 な いし 2 7 1	文書	決裁欄を除く全部	(1)

1 1 7	2 7 2 な いし 2 7 4	文書	決裁欄を除く全部	(1)
1 1 8	2 7 5 な いし 2 8 0	文書	全部	(1)
1 1 9	2 8 1 な いし 2 8 4	文書	全部	(1)
1 2 0	2 8 5 な いし 2 8 9	文書	全部	(1)
1 2 1	2 9 0 及 び 2 9 1	文書	全部	(1)
1 2 2	2 9 2	資料	全部	(1)
1 2 3	2 9 3	資料	全部	(1)
1 2 4	2 9 4	資料	全部	(1)
1 2 5	2 9 5	資料	全部	(1)
1 2 6	2 9 6	メール文書	件名及び本文の一部	(1)
1 2 7	2 9 7 な いし 3 0 0	資料	全部	(1)
1 2 8	3 0 1	電話聴取書	「件名」欄，要旨欄及び 欄外記載	(1)
1 2 9	3 0 2	資料	全部	(1)
1 3 0	3 0 3	聴取報告書	「被聴取者」欄の一部， 説明欄及び「【聴取内 容】」欄	(2) 及 び (3)
1 3 1	3 0 4	電話聴取書	「件名」欄及び要旨欄	(1)
1 3 2	3 0 5	電話聴取書	「件名」欄及び要旨欄	(1)
1 3 3	3 0 6	電話聴取書	「件名」欄及び要旨欄	(1)
1 3 4	3 0 7	電話聴取書	「件名」欄及び要旨欄	(1)
1 3 5	3 0 8	処理結果通知 について	伺い文の一部及び本文欄	(1)
1 3 6	3 0 9	文書	全部	(1)
1 3 7	3 1 0	文書	全部	(1)
1 3 8	3 1 1	メール文書	件名及び本文の一部	(1)

1 3 9	3 1 2	処理結果通知 報告及び通知 文書について	伺い文の一部及び本文欄	(1)
1 4 0	3 1 4	文書	全部	(1)
1 4 1	3 1 5	文書	全部	(1)
1 4 2	3 1 6	メール文書	件名及び本文の一部	(1)
			内線，直通番号，F A X 番号及びメールアドレス	(5)
1 4 3	3 1 7	文書	全部	(1)
1 4 4	3 1 9	文書	決裁欄を除く全部	(1)
1 4 5	3 2 0	メール文書	件名及び本文の一部	(1)
			U R L	(4)
1 4 6	3 2 1	資料	全部	(1)

別表 2 開示すべき部分

	番号	通し頁	開示すべき不開示部分
別表 1	1	4	「【参考事項】」欄の不開示部分
	2	6	「【参考事項】」欄の不開示部分